

ほしぞらキッズ Kira 虐待防止マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、児童発達支援および放課後等デイサービスにおいて、全ての職員が高い倫理観と専門性を持って、利用児者（以下「利用者」という）への虐待を未然に防止するとともに、万一虐待が疑われる事案が発生した場合に、迅速かつ適切に対応するための体制を確立することを目的とします。

2. 基本理念

- ・利用者の尊厳の尊重：利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりの個性と発達段階に応じた適切な支援を提供します。
- ・安全で安心な環境の提供：利用者が身体的、精神的に安全で安心できる生活を送れるよう、良好な環境を保障します。
- ・虐待を許容しない姿勢：いかなる理由があっても虐待は絶対に許さないという強い意識を全職員が共有します。
- ・早期発見、早期対応：虐待の兆候を早期に発見し、速やかに適切な対応を行うことで、被害の拡大を防ぎます。

3. 適用範囲

このマニュアルは、当施設の全職員（正規職員、非正規職員、ボランティアなど）、および関係者に適用されるものとします。

4. 虐待の定義

児童福祉法において定められている虐待の種類に準じ、「利用者の心身に有害な影響を与える行為」とします。

5. 虐待の種類

児童福祉法における虐待の種類にならない、以下の5つに分類します。

種類	定義	具体例
身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること	身体を殴る、蹴る、つねる。やけどを負わせる、食事を与えない。
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること	身体を触る、裸にする。ポルノグラフィーを見せる。
ネグレクト	利用者を放置し、その心身の健全な発達を著しく阻害すること	食事や衣類を与えない。不潔な環境に置く。病気になっても医療を受けさせない。
心理的虐待	利用者に著しい精神的苦痛を与える言動をすること	大声で怒鳴る、脅す。無視する、人格を否定する言葉をかける。
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分したり、利用させないこと（この類型は、主に高齢者施設で用いられるが、放課後等デイサービス等でも、利用者の金銭を不当に利用するなどの場合はこれに準ずる）	利用者の所持金を勝手に使う。金銭を不当に要求する。

6. 虐待防止のための予防策

(1) 倫理綱領の遵守と職員の意識向上

- ・倫理綱領：職員は、専門職としての倫理綱領を遵守し、常に利用者の最善の利益を追求するよう努めます。
- ・虐待防止研修：全職員に対し、虐待防止に関する研修を年1回以上実施するものとする。虐待の定義、種類、早期発見のポイント、対応方法などが含まれます。
- ・新規採用時研修：新規に採用した職員に対しては、業務従事前または従事開始後速やかに虐待防止に関する研修を実施します。

(2) 支援の質の向上と適切な環境設定

- ・個別支援計画：利用者の個性や発達段階に応じた個別支援計画を作成し、その計画に基づいた適切な支援を提供します。定期的な評価と見直しを行います。
- ・記録の徹底：支援の様子や利用者の言動、健康状態などを詳細に記録し、客観的な情報の共有と検証を行います。
- ・安全で安心な環境の提供：
 - 物理的な環境整備・・・施設内の死角をなくす工夫、プライバシーに配慮した空間の確保を行います。
 - 職員の配置・・・利用者の人数、特性に応じた適切な職員配置を行い、見守り体制を強化します。
 - コミュニケーション・・・利用者との信頼関係を築くため、一人ひとりに寄り添った丁寧なコミュニケーションを行うものとする。
- ・苦情解決体制の明確化：利用者や保護者が安心して苦情を申し立てられる窓口を設置し、その解決プロセスを明確に開示します。

(3) 職員の労働環境と精神的健康への配慮

- ・良好な職場環境：職員が働きやすい職場環境を整備し、ストレスや過重労働による虐待リスクを軽減します。
- ・相談体制：職員が抱える悩みやストレスを相談できる体制を整え、心の健康をサポートします。
- ・ハラスメント防止：職員間でのハラスメント行為を厳禁し、健全な人間関係を築きます。

7. 虐待の早期発見

(1) 虐待の兆候

- ・身体的兆候：不自然なアザ、傷、火傷、骨折。痩せすぎ、不潔な状態。
- ・行動、心理的兆候：著しい情緒不安定、おびえる、過度な反抗、無表情、睡眠障害、食欲不振、自傷行為。特定の職員や場所を極端に嫌がる。
- ・職員の気づき：利用者の言動の変化、他の利用者への攻撃性、支援への拒否。

(2) 虐待の早期発見のための観察ポイント

- ・普段の様子の把握：利用者の普段の様子を把握し、変化に気づけるよう、日頃から丁寧な関わりを心がけます。
- ・情報共有：職員間で利用者の様子や気になる点を積極的に情報共有します。
- ・外部機関との連携：学校、医療機関、相談機関など、関係機関との情報共有を通して、虐待の兆候がないかアンテナを張ります。

8. 虐待が疑われる事案発生時の対応

(1) 報告義務

職員は、虐待が疑われる事案を認知した場合、立場に関わらず、速やかに虐待防止責任者または管理者へ報告しなければならない。匿名での報告も可能で、報告者のプライバシーは厳守されます。

(2) 虐待防止委員会の設置と役割

- ・ 設置：「虐待防止委員会」を設置し、委員会構成員を定めます。
虐待防止責任者は法人の代表社員が務めるものとする。
- ・ 役割：虐待通報の受付、事実確認、調査
委員会の開催と調査結果の検証
再発防止策の検討と実施
行政機関（市町村、児童相談所）への通報
利用者や保護者への説明と対応

(3) 調査と事実確認

- ・ 初期対応：報告を受けた虐待防止委員会は、速やかに事実関係の確認を開始する。疑われる職員から事情聴取を行うとともに、関係者（他の職員、利用者、保護者）への聞き取り調査を実施します。
- ・ 身体の確認：必要に応じて、利用者の身体の状態を確認します。
- ・ 記録の確認：日誌や支援記録などを確認し、状況を検証します。
- ・ 専門機関との連携：状況に応じて、児童相談所、警察、医師などの専門機関に相談し、助言を求めます。
- ・ 調査記録の保存：虐待又は虐待が疑われる事案に関する調査記録は、発生日時及び経過、関係者への聴取内容、事実確認の結果、対応措置の内容、再発防止策を含めて作成するものとする。記録は事業所において適切に管理し、5年間保存するものとする。

(4) 行政への通報

虐待の事実が確認された場合、またはその疑いが強いと判断された場合は、速やかに市町村または児童相談所へ通報します。これは職員の義務であり、通報をためらうことは許されません。職員が通報、報告又は相談を行ったことを理由として、解雇、降格、配置転換、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(5) 対応措置

- ・ 虐待行為を行った職員に対しては、就業規則に基づき厳正に対処します。（懲戒処分、配置転換など）。処分は就業規則に基づく。

- ・被害を受けた利用者へのケアを最優先に考え、精神的ケアや必要な支援を提供します。
- ・事実確認後、利用者や保護者に対して、事実関係と今後の対応について丁寧に説明します。

9. 再発防止策

(1) 徹底的な原因究明

虐待事案が発生した場合は、その根本原因を徹底的に究明します。職員の知識不足、ストレス、人員不足、支援体制の不備などが考えられます。

(2) 再発防止計画の作成

原因を踏まえ、再発防止計画を作成する。再発防止計画には具体的な改善案、実施日時及び実施責任者を明記するものとする。作成された再発防止計画は、確実に実施しその進捗状況を定期的に確認するものとする。

(3) 組織体制の改善

- ・原因を踏まえ、個別支援計画の見直し、職員配置の改善、研修内容の強化、SST（ソーシャルスキルトレーニング）の導入など、組織体制の改善を図ります。
- ・苦情解決体制や相談窓口の機能強化を行います。

(4) 職員へのカウンセリング

虐待を行った職員、あるいは虐待を目撃・対応した職員の心のケアのため、必要に応じてカウンセリング等の支援を行います。

10. 記録と報告

(1) 記録

- ・虐待に関する記録は、発生日時、内容、関係者、対応経過、調査結果、再発防止策などを詳細に記録します。
- ・これらの記録は、個人情報保護に配慮しつつ、事業所において適切に管理し、5年間保存するものとする。

(2) 定期的な報告

虐待防止委員会は、定期的に委員会を開催し、防止対策の進捗状況や課題について代表社員へ報告します。

附則

このマニュアルは、令和8年5月1日から施行する。